	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。

2　みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位３位の銘柄については、欄外に注記すること。

3　外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

②　みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。

2　「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑰　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分		委託	自己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分		委託	自己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			